

# 第242期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当行の新株予約権等に関する事項  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

株式会社 **十 六 銀 行**

上記につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当行ホームページ (<http://www.juroku.co.jp/>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

## 当行の新株予約権等に関する事項

### ① 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
取締役会発行決議の日	平成25年6月27日	平成26年6月27日	平成27年6月19日	平成28年6月24日
発行日	平成25年7月23日	平成26年7月23日	平成27年7月23日	平成28年7月22日
区分	取締役	取締役(社外取締役を除く)	取締役(社外取締役を除く)	取締役(社外取締役を除く)
保有者数	5名	6名	6名	7名
新株予約権の数	500個	1,028個	648個	961個
目的となる株式の種類及び数	普通株式50,000株	普通株式102,800株	普通株式64,800株	普通株式96,100株
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円	1円
権利行使期間	平成25年7月24日から 平成55年7月23日まで	平成26年7月24日から 平成56年7月23日まで	平成27年7月24日から 平成57年7月23日まで	平成28年7月23日から 平成58年7月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)	(注)	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

### ② 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	第4回新株予約権
取締役会発行決議の日	平成28年6月24日
発行日	平成28年7月22日
区分	執行役員(取締役を除く)
交付者数	8名
新株予約権の数	674個
目的となる株式の種類及び数	普通株式67,400株
権利行使時1株当たりの行使価額	1円
権利行使期間	平成28年7月23日から 平成58年7月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

## 第242期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利益剰余金計
		資 本 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	36,839	47,815	1	47,816	20,154	2	132,700	13,449	166,305
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△0	—	0	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	9,000	△9,000	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△2,615	△2,615
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	9,182	9,182
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	9	9	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	189	189
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	9	9	—	△0	9,000	△2,242	6,756
当期末残高	36,839	47,815	10	47,826	20,154	1	141,700	11,206	173,062

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当期首残高	△1,555	249,406	64,990	14,727	79,717	106	329,230
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△2,615	—	—	—	—	△2,615
当期純利益	—	9,182	—	—	—	—	9,182
自己株式の取得	△8	△8	—	—	—	—	△8
自己株式の処分	27	37	—	—	—	—	37
土地再評価差額金の取崩	—	189	—	—	—	—	189
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△17,385	△190	△17,575	4	△17,571
当期変動額合計	19	6,785	△17,385	△190	△17,575	4	△10,785
当期末残高	△1,536	256,191	47,605	14,536	62,142	110	318,444

## 第242期 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	4年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

当行は平成28年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号平成14年1月31日公表分）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号平成19年2月7日）を適用し、本移行に伴う影響額は、前事業年度の特別損失として243百万円計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 追加情報

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金の総額 8,342百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計29,503百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,071百万円、延滞債権額は68,374百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,799百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,245百万円であります。  
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,282百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	195,717百万円
その他の資産	3,745百万円
担保資産に対応する債務	
預金	73,106百万円
売現先勘定	54,724百万円
債券貸借取引受入担保金	50,731百万円
借入金	22,116百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物・オプション取引証拠金等の代用として、有価証券66,161百万円及びその他の資産7百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,854百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,300,320百万円（総合口座取引に係る融資未実行残高679,426百万円を含む。）であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,284,182百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 18,584百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 54,339百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 998百万円
13. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は17,360百万円であります。
15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 185百万円
16. 関係会社に対する金銭債権総額 18,246百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 29,356百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
 

資金運用取引に係る収益総額	123百万円
役員取引等に係る収益総額	303百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	40百万円
その他の取引に係る収益総額	0百万円
- 関係会社との取引による費用
 

資金調達取引に係る費用総額	2百万円
役員取引等に係る費用総額	604百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,204百万円
2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。  
当行の子会社・子法人等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 百万円	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有割合 %	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
子会社・ 子法人等	十六信用保証 株式会社	岐阜市	58	信用保証 業務	直接 38.03 間接 20.65	各種ローン の債務保証	被債務 保証	1,169,206	—	—

(注) 十六信用保証株式会社は、当行の各種ローンの保証を行っておりますが、ローンの商品毎にローン利用者の信用リスク等を勘案して一般的取引条件と同様に取引条件を決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	5,591	25	100	5,517	(注) 1、2
合計	5,591	25	100	5,517	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加25千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少100千株は、ストック・オプションの権利行使による譲渡96千株、および単元未満株式の買増請求に伴い処分したことによるもの4千株であります。



(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成29年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	14

2. 満期保有目的の債券 (平成29年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	債 券	12,977	13,115	138
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	12,977	13,115	138
	そ の 他	—	—	—
	小 計	12,977	13,115	138
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	債 券	4,013	3,945	△67
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	4,013	3,945	△67
	そ の 他	—	—	—
	小 計	4,013	3,945	△67
合 計		16,990	17,060	70

3. 子会社・子法人等株式 (平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	8,337

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。



4. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	113,532	47,131	66,401
	債 券	775,033	765,423	9,609
	国 債	387,746	382,314	5,432
	地 方 債	175,299	173,579	1,719
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	211,987	209,529	2,457
	そ の 他	59,960	57,551	2,409
	小 計	948,526	870,106	78,420
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	10,836	12,324	△1,488
	債 券	114,255	116,208	△1,952
	国 債	57,854	59,141	△1,286
	地 方 債	28,979	29,438	△459
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	27,421	27,628	△206
	そ の 他	229,621	237,618	△7,997
	小 計	354,713	366,151	△11,438
合 計		1,303,240	1,236,258	66,981

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	5,835
そ の 他	8,594
合 計	14,430

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	15,405	3,353	775
債 券	257,697	9,859	414
国 債	171,584	7,091	398
地 方 債	49,400	1,175	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	36,712	1,592	15
そ の 他	666,724	7,116	21,181
合 計	939,827	20,329	22,370

6. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券121百万円について、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、社債159百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、決算日における時価の取得原価に対する下落率が30%以上の銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	5,995	△4

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,011	1,000	11	11	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	5,981百万円
退職給付引当金	2,296百万円
有価証券	2,122百万円
減価償却費	1,311百万円
その他	1,540百万円

繰延税金資産小計 13,252百万円

評価性引当額 △4,400百万円

繰延税金資産合計 8,851百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△19,601百万円
退職給付信託設定益	△1,017百万円
その他	△130百万円

繰延税金負債合計 △20,749百万円

繰延税金負債の純額 △11,897百万円

(1 株当たり情報)	
1 株当たりの純資産額	851円78銭
1 株当たりの当期純利益金額	24円57銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	24円55銭

## 第242期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	36,839	48,169	178,255	△1,555	261,708
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	0	—	0
会計方針の変更を反映した 当期首残高	36,839	48,169	178,255	△1,555	261,709
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△2,615	—	△2,615
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	10,036	—	10,036
自己株式の取得	—	—	—	△8	△8
自己株式の処分	—	9	—	27	37
土地再評価差額金の取崩	—	—	189	—	189
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	9	7,610	19	7,638
当期末残高	36,839	48,179	185,865	△1,536	269,348

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	65,312	14,727	△4,394	75,645	106	16,721	354,181
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	—	0	1
会計方針の変更を反映した 当期首残高	65,312	14,727	△4,394	75,645	106	16,722	354,182
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△2,615
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	10,036
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△8
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	37
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	189
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△17,302	△190	2,127	△15,365	4	910	△14,451
当期変動額合計	△17,302	△190	2,127	△15,365	4	910	△6,812
当期末残高	48,009	14,536	△2,266	60,279	110	17,632	347,370

## 第242期 連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 連結計算書類の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結される子会社及び子法人等 6社

主要な会社名

十六ビジネスサービス株式会社

株式会社十六総合研究所

株式会社十六カード

十六リース株式会社

十六コンピュータサービス株式会社

十六信用保証株式会社

##### (2) 非連結の子会社及び子法人等 5社

主要な会社名

十六フロンティア第3号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

0社

##### (2) 持分法適用の関連法人等

0社

##### (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

5社

主要な会社名

十六フロンティア第3号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

##### (4) 持分法非適用の関連法人等

0社

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は全て3月末であり、連結決算日と一致しております。

#### 4. のれんの償却に関する事項

20年間の定額法により償却を行っております。

#### 5. 会計方針に関する事項

##### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 15年～50年  
その他 4年～20年
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準  
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。  
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、当行の方法に準じて各々予め定めている償却・引当基準に則り、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員賞与引当金の計上基準  
連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準  
連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

- (10) 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (11) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理  
なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  
(追加情報)  
当行は平成28年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。  
これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号平成14年1月31日公表分）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号平成19年2月7日）を適用し、本移行に伴う影響額は、前連結会計年度の特別損失として243百万円計上しております。
- (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (13) リース取引の処理方法  
(貸手側)  
リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しており、同会計基準適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。  
なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は16百万円増加しております。
- (14) 収益及び費用の計上基準  
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (15) 消費税等の会計処理  
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金及び非支配株主持分に加算しております。

なお、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産、利益剰余金及び非支配株主持分に与える影響は軽微であります。

また、当連結会計年度の期首の純資産に影響額が反映されたことによる連結株主資本等変動計算書の利益剰余金及び非支配株主持分の期首残高に与える影響は軽微であります。



## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金の総額 559百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計29,503百万円含まれております。
3. 貸出金（求償債権等を含む。以下4.、5. 同じ。）のうち、破綻先債権額は6,260百万円、延滞債権額は69,654百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,799百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は82,715百万円であります。  
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は28,282百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	195,717百万円
リース債権及びリース投資資産	48百万円
その他資産	3,745百万円

担保資産に対応する債務

預金	73,106百万円
売現先勘定	54,724百万円
債券貸借取引受入担保金	50,731百万円
借入金	22,148百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物・オプション取引証拠金等の代用として、有価証券66,161百万円及びその他資産7百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金896百万円、金融商品等差入担保金1,810百万円及び保証金2,094百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,375,147百万円（総合口座取引に係る融資未実行残高679,426百万円を含む。）であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,359,010百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 18,584百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 58,999百万円  
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 998百万円  
 13. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。  
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は17,360百万円であります。  
 15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 2百万円  
 16. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 185百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益3,772百万円を含んでおります。  
 2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損1,026百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	379,241	—	—	379,241	
合計	379,241	—	—	379,241	
自己株式					
普通株式	5,591	25	100	5,517	(注) 1、2
合計	5,591	25	100	5,517	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加25千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。  
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少100千株は、ストック・オプションの権利行使による譲渡96千株、および単元未満株式の買増請求に伴い処分したことによるもの4千株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—		110		
	合計			—		110		

## 3. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日定時株主総会	普通株式	1,307百万円	3.50円	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年11月11日取締役会	普通株式	1,308百万円	3.50円	平成28年9月30日	平成28年12月9日
合計		2,615百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの  
平成29年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(議案)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日定時株主総会	普通株式	1,308百万円	利益剰余金	3.50円	平成29年3月31日	平成29年6月26日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。中核業務である銀行業務については、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、金融等デリバティブ取引業務等を営み、地域の金融パートナーとして、多様な商品・サービスを提供しております。

当行グループは、地域に密着した営業展開を行い、預金等により低コストかつ長期安定的な資金調達を行っております。また、借入金等による資金調達も行っております。

一方、資金運用のうち貸出金については、地元企業の資金需要や住宅ローンを中心とする個人向け融資に積極的に取り組んでおります。また、その主な原資は顧客から預っている預金であるという認識のもと、実態把握による適正な与信判断や信用格付等を通じて資産の健全性を確保するとともに、貸出金が特定先や特定業種等に集中することを排除するため与信ポートフォリオ管理に努めております。

有価証券については、貸出業務の余資運用であるとの位置付けや、決済機能を持つ銀行としての立場を踏まえ、流動性や安全性に優れた国債などの公共債を中心とした運用を行っております。また、金利上昇局面に耐え得るポートフォリオを構築するため、債券と低相関のパフォーマンスが期待される株式等のリスク資産への投資も行っております。

デリバティブ取引については、お取引先の多様なニーズに対して積極的にお応えするほか、当行グループ自身のニーズとして、資金の運用・調達取引を中心にデリバティブ取引を行うことがあります。また、トレーディング取引においては、予め取り扱う取引の種類と限度を定め、リスク量が過大とならないよう取り組むこととしております。なお、取引対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が高い特殊な取引（レバレッジ効果が高い取引）は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産のうち、貸出金については、一般事業先、個人および地方公共団体などに対するものでありますが、貸出先の財務状況の悪化等により貸出金の価値が減少もしくは消失し損失を被るリスク(信用リスク)および金利の変動により損失を被るリスク(金利リスク)を有しております。

有価証券については、国債や地方債などの公共債を中心とした国内債券、米国債を中心とした外国証券、株式、投資信託、投資事業組合などを、主にその他目的(純投資目的および政策投資目的)で保有しているほか、国内債券の一部を満期保有目的で保有しております。また、商品有価証券については、国内債券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ金利リスク、価格変動リスク、信用リスク、市場流動性リスク等を有しております。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクであります。

預金および借入金等は、金利リスクおよび流動性リスクにおける資金繰りリスクを有しております。資金繰りリスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることで損失を被るリスクであります。

デリバティブ取引は、金利関連では、金利スワップ取引・キャップ取引・フロア取引・金利先物取引、通貨関連では、先物為替予約・直物為替先渡取引(NDF)・通貨スワップ取引・通貨オプション取引、有価証券関連では、債券先物取引・債券先物オプション取引・債券店頭オプション取引・株価指数先物取引・株価指数先物オプション取引・個別証券オプション取引であります。

お取引先のニーズにお応えするほか、当行グループの資産・負債の金利リスク、価格変動リスクおよび為替リスクが過大とならないようリスク量をコントロールするためデリバティブ取引を利用することがあります。また、トレーディング取引においては収益獲得を目的とするほか、取引ノウハウの蓄積、相場動向の把握等を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

当行グループの利用しているデリバティブ取引は、金利・為替・市場価格の変動リスクおよび信用リスク等を有しております。当行グループではお取引先のニーズにお応えして取り扱うデリバティブ取引に対しては効果的なカバー取引を行い、またトレーディング取引は予めリスク限度額を定めて取り扱うこととして、過大な市場リスクを回避しております。また、先物取引など上場されている取引については、信用リスクはほとんどなく、金利スワップなど店頭取引についても取引の相手方が信用度の高い金融機関・事業法人であることから、信用リスクは低いものと認識しております。

なお、有価証券等をヘッジ対象とする一部のデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号。以下「実務指針」という。)等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいてヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスクの管理

当行グループでは、経営の健全性を確保することを目的に「統合的リスク管理規程」を定め、統合的リスク管理態勢を構築しております。

様々なリスクを統計的手法による計量化などにより総体的に捉え、経営体力の範囲に収まるようコントロールしております。具体的には、半期毎の業務計画や市場変動率の予想をもとに、VaR(バリュー・アット・リスク)等をベースに信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク資本を配分し、各業務部門ではリスク資本の範囲内でリターン獲得とリスクのコントロールを行っております。統合的リスクの状況はリスク管理部が管理し、統合リスク管理委員会に毎月、取締役会に四半期毎に報告され、リスクコントロールなどの必要な施策を機動的に実施する体制としております。

② 信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスクを的確に把握・管理し、適切に対応するため、「信用リスク管理規程」等の諸規程を定めております。

まず、貸出審査にあたっては、審査部門を営業推進部門と明確に分離し、業種別貸出審査体制の下で厳正な審査・管理を行うとともに、個別案件審査において、資金使途・事業収支計画・投資効果等を検証し、返済財源や計画の確実性・妥当性を十分に検討しております。

与信ポートフォリオ管理の観点からは、特定先や特定業種等への与信集中排除や信用コストに見合う収益の確保に努めております。

なお、業況が悪化した与信先については、経営改善支援や事業再生支援を通して、信用リスク改善に向けた取り組みを行っております。

信用リスク管理の前提として、信用リスクの程度を客観的に統一的な尺度で評価する「信用格付制度」を定めており、与信先の決算期の到来や信用状態の変化があった時には、信用格付を随時見直しております。

信用リスク量や与信集中の度合いなどについては、リスク管理部が管理のうえ毎月開催される統合リスク管理委員会において経営陣に報告し、対応を協議しております。

③ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク、為替リスクを主な市場リスクと捉え、市場リスクを適切に管理することにより、当行グループが保有する資産価値の減少ならびに信用失墜を回避することを目的として「市場リスク管理規程」を制定し、組織体制、市場リスクの特定、評価およびモニタリングの方法、ならびに市場リスクのコントロールおよび削減に関する取り決めを明確にしております。

統合的リスク管理のもと、半期毎に業務別（預金・貸出金、政策投資株式、政策投資株式以外の有価証券等）にリスク資本を配分するとともに、ポジション運用枠（投資額又は保有額の上限）および損失限度額、協議ポイント（対応方針を見直す損失額の水準）を設定しております。担当部署は、これらのリスクリミットの範囲内で機動的かつ効率的に市場取引を行っております。また、これらのリスクの状況についてはリスク管理部が統合管理し、統合リスク管理委員会に毎月、取締役会に四半期毎に報告され、必要な施策を機動的に実施する体制を構築しております。

デリバティブ取引の取扱いについては、予め定められた規程・方針の下に行うこととし、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）および市場事務部門（バック・オフィス）が取引残高、時価評価、損益、リスク量等の管理・把握を行うほか、定期的に経営陣等に報告を行いリスクのチェックを行う相互牽制体制をとっております。特にトレーディング取引については、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）がポジション額、リスク量、ロスコントロールの適用について厳格な管理を行っております。

④ 流動性リスクの管理

流動性リスクに対しては、「流動性リスク管理規程」を定め、安定した資金繰りを行うことを第一義としております。また、不測の事態に備えては「流動性リスクに対応したコンティンジェンシープラン」を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	486,263	486,263	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	790	790	—
(3) 金銭の信託	7,007	7,007	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	16,990	17,060	70
其他有価証券	1,305,752	1,305,752	—
(5) 貸出金	4,024,457		
貸倒引当金（*1）	△26,908		
	3,997,549	4,019,442	21,893
資産計	5,814,353	5,836,317	21,964
(1) 預金	5,341,778	5,343,127	1,349
(2) 譲渡性預金	97,679	97,679	—
負債計	5,439,457	5,440,806	1,349
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,008)	(1,008)	—
デリバティブ取引計	(1,008)	(1,008)	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該私募債の発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリー・レートに一定の管理コストを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、発行体の債務者区分が破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の自行保証付私募債については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリー・レートに一定の管理コストを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、固定金利によるもののうち、住宅ローン等の一部の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金については、商品及び期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（先物為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、有価証券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	7,219
② 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資金 (*3)	9,149
合 計	16,369

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について6百万円減損処理を行っております。

(\*3) 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。



(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成29年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	14

2. 満期保有目的の債券 (平成29年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	債 券	12,977	13,115	138
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	12,977	13,115	138
	そ の 他	—	—	—
	小 計	12,977	13,115	138
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	債 券	4,013	3,945	△67
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	4,013	3,945	△67
	そ の 他	—	—	—
	小 計	4,013	3,945	△67
合 計		16,990	17,060	70

3. その他有価証券 (平成29年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	115,146	47,661	67,485
	債 券	775,894	766,252	9,642
	国 債	388,608	383,142	5,465
	地 方 債	175,299	173,579	1,719
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	211,987	209,529	2,457
	そ の 他	59,960	57,551	2,409
	小 計	951,001	871,464	79,536
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	10,873	12,373	△1,500
	債 券	114,255	116,208	△1,952
	国 債	57,854	59,141	△1,286
	地 方 債	28,979	29,438	△459
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	27,421	27,628	△206
	そ の 他	229,621	237,618	△7,997
	小 計	354,750	366,200	△11,450
合 計		1,305,752	1,237,665	68,086

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	15,405	3,353	773
債 券	257,697	9,859	414
国 債	171,584	7,091	398
地 方 債	49,400	1,175	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	36,712	1,592	15
そ の 他	666,724	7,116	21,181
合 計	939,827	20,329	22,368

5. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券121百万円について、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、社債159百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、連結決算日における時価の取得原価に対する下落率が30%以上の銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成29年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	5,995	△4

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,011	1,000	11	11	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 882円00銭  
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 26円85銭  
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 26円83銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 40百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当行取締役 11名	当行取締役 (社外取締役を除く) 11名	当行取締役 (社外取締役を除く) 10名	当行取締役 (社外取締役を除く) 7名 当行執行役員 (取締役を除く) 8名
株式の種類別の ストック・オプション の数 (注)	当行普通株式 126,200株	当行普通株式 155,500株	当行普通株式 96,000株	当行普通株式 163,500株
付与日	平成25年7月23日	平成26年7月23日	平成27年7月23日	平成28年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	平成25年7月24日から 平成55年7月23日まで	平成26年7月24日から 平成56年7月23日まで	平成27年7月24日から 平成57年7月23日まで	平成28年7月23日から 平成58年7月22日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	24,000	—
付与	—	—	—	163,500
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	24,000	122,625
未確定残	—	—	—	40,875
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	69,700	147,900	72,000	—
権利確定	—	—	24,000	122,625
権利行使	19,700	45,100	31,200	—
失効	—	—	—	—
未行使残	50,000	102,800	64,800	122,625

② 単価情報

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	259	259	259	—
付与日における公正な 評価単価（円）	365	320	464	239

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式  
 (2) 主な基礎数値及び見積方法

		平成28年ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	29.674%
予想残存期間	(注) 2	5.6年
予想配当	(注) 3	7円/株
無リスク利子率	(注) 4	△0.337%

(注) 1. 平成22年12月16日から平成28年7月22日の株価実績に基づき算出しております。

2. 取締役等の平均在任期間および退任時の平均年齢から、現在の取締役等の平均在任期間および年齢を減じて算出された、それぞれの残存期間の平均値を予想残存期間とする方法で見積っております。

3. 過去1年間の配当実績であります。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方式を採用しております。